

青森市内部情報システム構築・移行業務
要求仕様書

1 委託業務名

青森市内部情報システム構築・移行業務

2 業務目的

本市の内部情報システム（財務会計、人事給与、人事評価、臨時職員（会計年度任用職員）、庶務事務、文書管理）は、平成27年度の本稼働から既に9年が経過し、令和8年度末でシステム保守期限を迎えるとともに、導入からこれまでの間の業務要件の変化に対する機能不足が職員の負担増の一因となっていることから、内部情報システムの更新（次期システム構築・データ移行）を行うもの。

今回のシステム更新では、単にシステムの最新化を図るだけでなく、「青森市自治体DX推進方針」に掲げる「行政のデジタル化」を推進することで、ペーパーレス化、業務間のデータ連携、自動化等の業務改善、業務改革を実現し、職員の負担軽減等に寄与できるシステムの導入を目指す。

3 業務委託期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

（1）要件定義

- ・ 内部情報システムの構築・移行に関する要件定義を実施すること。

（2）設計・構築

- ・ 上記（1）要件定義の内容を受け、内部情報システムの設計・構築を実施すること。

（3）データ移行

- ・ 現行の内部情報システムからのデータ移行を実施すること。

（4）テスト

- ・ 必要な全てのテストを実施すること。テストにおいて発見された障害を障害管理表等で管理すること。原因と対策を確認してから、修正・確認を行うこと。
- ・ 各テストに先立ち、テスト計画を策定すること。テスト計画では、テストの目的、スケジュール、体制、テスト完了基準（品質基準）及びテスト方法を定めること。

（5）教育・研修

- ・ 運用業者が運用業務を遂行する上で必要な手順書等（運用マニュアル）を本市と打ち合わせの上で作成し、運用業者に引継ぎを行うこと。
- ・ 職員が操作するために必要な手順書等（操作マニュアル）を本市と打ち合わせの上で作成すること。
- ・ 本格稼働前に、職員が業務を実施するために必要な教育・研修を実施すること。
- ・ 教育・研修用のテキスト等の教材及び必要な機材等は、原則として全て受託者が準備すること。なお、会場については基本的に本市が準備する予定である。

（6）プロジェクト管理

- ・ 内部情報システムの構築及び移行に係るプロジェクト管理を行うこと。
- ・ プロジェクト計画書に基づいて、適正なプロジェクト管理を実施すること。本業務遂行に当たって、必要なスキル及び経験を有するメンバーを配したプロジェクト体制を整えること。

5 機能要件

システムに求める機能要件については別添資料「要求機能要件一覧表」のとおりとする。

- ・ 別添資料「要求機能要件一覧表」は現行の内部情報システム単位で記載していることから、各システムの機能要件を別のシステムで対応することを可とする。
- ・ 必要性欄が「必須」「要望」いずれの機能についてもカスタマイズによる対応は行わない。（システム構築時の初期設定等はカスタマイズに含まない。）
- ・ 必要性欄が「必須」の機能が標準仕様で対応していない場合、カスタマイズ以外の代替手段（オプション機能の適用、EUC・RPA等の外付けツールの付加、運用回避策等）により必ず要件を満たすこと。
- ・ 必要性欄が「要望」の機能については、必ずしも要件を満たす必要はないものの、要件を満たした場合は審査委員会による客観的項目審査において加点評価する。
- ・ 別添資料「要求機能要件一覧表」中、機能要件欄に指定様式と記載された帳票については、添付された様式に従うこと。

6 構築に係る前提条件

(1) システムの形態

- ・ 統合型システム（オールインワンパッケージ）又は同一事業者の責任の下で提供可能なパッケージシステムの組み合わせによるクラウドサービス（LGWAN-ASP）とする。
- ・ 地域情報プラットフォーム標準仕様（APPLIC-0002-2024）に準拠し、効率的かつ柔軟な仕組みであること。もしくは、地域情報プラットフォーム標準仕様の考え方に基づいた効率的かつ柔軟な仕組みであること。

(2) データ移行要件

- ・ 現行の内部情報システムからのデータ抽出は、現行のシステム保守事業者にて行う。
- ・ 移行データの形式等については現行のシステム保守事業者を含めた協議の上、決定する。

(3) ソフトウェアの取扱い

- ・ 内部情報システムを構築するために必要なソフトウェアを利用するための費用（ライセンス料等）は、本業務の委託料に含めること。

(4) 共通基盤システムとの連携

- ・ 現在稼働中の共通基盤システムと連携（業務ポータルからのシングルサインオンによる各システムへのログインなど）し稼働するシステムであることが望ましいため、実現方法について提案すること。なお、各システムサーバのバックアップ／復元機能、遠隔操作機能、ログ管理機能、監視機能、NTPサーバによる時刻同期、ウィルス対策機能などについては、クラウドサービス（LGWAN-ASP）側で同等の機能が提供可能な場合は、本市の共通基盤システムとの連携は不要とする。

(5) 稼働スケジュール

- ・ 令和9年度当初予算編成作業が始まる令和8年10月から財務会計システムの必要な業務を稼働できるようにすること。
- ・ それ以外のシステムは令和9年3月31日までに順次稼働できるようにすること。

(6) 運用・保守

- ・ 運用・保守については本業務の完了後に本業務の受託者と別途契約を行う。

①基本要件

円滑なシステムの稼働を確保するために必要な機能修正や変更等の保守管理作業を行うこと。

なお、大幅な制度改正等による大規模なシステムの改修以外は、バージョンアップ等を含め、原則通常の保守の範囲で、特段の経費を要することなく行うこと。

②サポート体制

保守業務の受付時間は、平日の午前8時30分から午後6時までを基本とする。

障害発生時等、緊急の場合に即座に対応できるサポート体制を用意すること。

③情報セキュリティ対策

機密情報の漏えいやデータの改ざんを防止する対策を行うこと。

権限を有する者のみが機密情報へアクセスできるように、アクセス制御を実施し、不正アクセスを排除すること。

本業務で利用するシステムの操作履歴等の各種ログを確実に記録すること。仮に、情報セキュリティインシデントが発生した場合には、原因追及のための基礎情報として利用できること。また、権限の有する者のみがログ情報へアクセスできること。

④バックアップ

障害時に備え、各システムのバックアップをスケジュール化して取得すること。なお、バックアップのサイクル、時間帯、対象等については、受託者において最適なバックアップ計画を提示し、本市の承認を得るものとする。

7 成果物

以下のとおりとする。それぞれの記載方法及び体裁、納入期日等については別途協議する。

業務区分	成果物	数量等
要件定義	要件定義書	紙媒体 1部
		電子媒体 1部
設計・構築	基本設計書	紙媒体 1部
	詳細設計書	電子媒体 1部
データ移行	データ移行手順書 等	紙媒体 1部
		電子媒体 1部
テスト	テスト計画書	紙媒体 1部
	テスト仕様書兼成績書	電子媒体 1部
教育・研修	運用マニュアル	紙媒体 1部
	操作マニュアル	電子媒体 1部
プロジェクト管理	プロジェクト計画書	紙媒体 1部
		電子媒体 1部

8 権利の帰属

- (1) 本業務で作成されたデータ等については、著作権は本市に帰属するものとする。受託者は本業務で作成されたデータ等の著作人格権を行使しないものとする。
- (2) 業務の成果品等に、受託者が従前から所有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれる場合は、権利は受託者に保留されるが、本市は業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (3) 業務の成果品等に、受託者以外の第三者の保有する知的財産権が含まれる場合は、上記の定めによらないものとする。なお、第三者からの成果品に関する権利侵害に関する訴えが提起された場合は、受託者の責において解決するものとする。
- (4) 内部情報システムで使用するデータは、全て本市が所有権を有する。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りでない。この場合において、再委託先の名称及び住所を書面により事前に本市に通知し、本市の承諾を得るものとする。
- (2) 本業務従事により知り得た情報については、業務履行中・完了後に関わらず他に漏らしてはならず、守秘することを求める。また、本業務を第三者に再委託することが認められた場合は、第三者も同様の義務を負うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び青森市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年青森市条例第1号）に定めるもののほか、個人情報の保護に関する本市の施策に留意しつつ、本業務に係る個人情報の保護について、細心の注意を払い処理すること。
- (4) 本業務を遂行するに当たり、関係法令等を遵守して実施すること。
- (5) その他本要求仕様書に明記されていない事項又は解釈に疑義のある事項については、本市と協議すること。